

# 内灘町起業支援事業補助金

～事業をはじめの方を応援します～

町内での起業を促進することで、本町のさらなる産業振興や新たな雇用創出を引き出すために、町内の空き店舗等で起業をする方に補助金を交付します。

## 補助内容

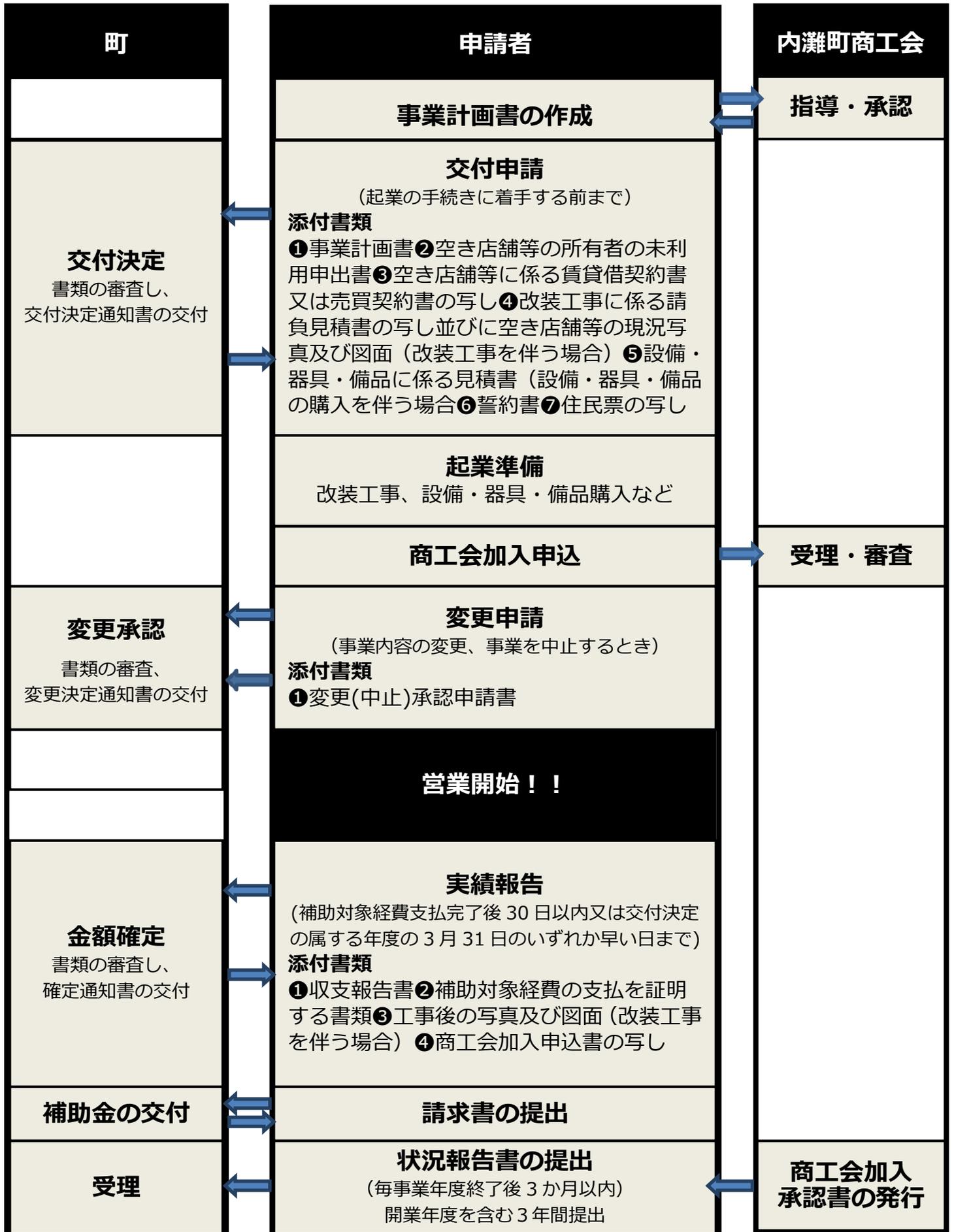
<b>起業費</b> (※)		<b>家賃</b> (※)	
補助対象経費の	$\frac{1}{2}$ [上限 <b>50</b> 万円]	補助対象経費の	$\frac{2}{3}$ [上限 <b>10</b> 万円/月]
※改装工事費、設備・器具・備品購入費等		※開業日の属する月の翌月から12か月間（家賃のみ）	

## 対象者

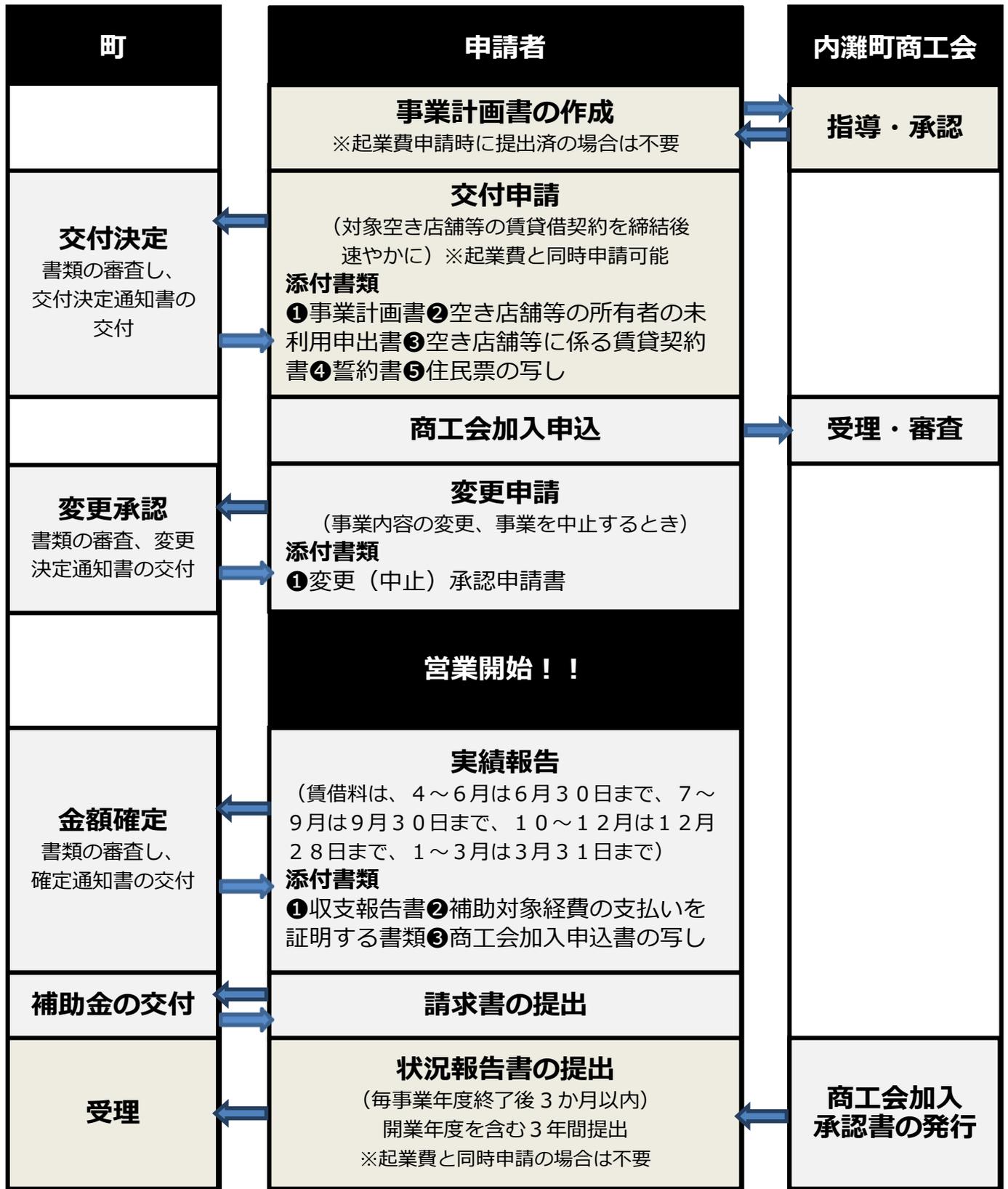
次の要件を全て満たす見込みがある個人または法人が対象です。

- ① 交付申請時において、町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること。
- ② 開業が確実であり、3年以上の経営を継続し、週4日以上営業を行うこと。
- ③ 空き店舗等の建物内において事業の主業務を行うこと。（資材置き場や物置は対象外）
- ④ 許認可等を必要とする業種にあつては、開業までに当該許認可等を受けている方。
- ⑤ 「卸売業・小売業（うち卸売業を除く）」、「宿泊業・飲食サービス業（うちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く）」、「一般飲食店生活関連サービス業・娯楽業（うち娯楽業を除く）」、「洗濯・理容・美容・浴場業（うち浴場業は除く。）」、その他集客が見込まれ、町の賑わい創出及びイメージアップに繋がると町長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条に規定する業種を除く）であること。
- ⑥ この補助金の申請者が直接、事業又は営業に携わること。
- ⑦ 開業後、速やかに内灘町商工会に加入すること。
- ⑧ 町税等に滞納がないこと。
- ⑨ 申請者又は代表者若しくは役員が、禁固以上の刑に処せられて（執行猶予期間中を含む）いないこと。
- ⑩ 申請者又は代表者若しくは役員が、暴力団員と密接な関係のある者でないこと。
- ⑪ 町内の既にある店舗の単なる移転でないこと。

【 起業費 】 申請手続、交付までの流れ ※家賃と同時申請可能



【 家賃 】 申請手続、交付までの流れ ※起業費と同時申請可能



申請・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 地域産業振興課 (〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1-2-1)

TEL : 076-286-6708 FAX : 076-286-6709

Mail : chiiki@town.uchinada.lg.jp HP : http://www.town.uchinada.lg.jp